

下記の物品について、一般競争入札による売払いを行うので、静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号。以下「規程」という。）第145条の規定に基づき公告する。

令和6年5月14日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

### 1 担当部局

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地  
静岡県立静岡がんセンター事務局管理課施設管理班  
電話番号 055-989-5748

### 2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 が事管第15号
- (2) 品 名 陽子線患者コリメータ（6/4黄銅くず（真鍮））（単価契約）
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 引渡期限 令和6年10月31日（木）
- (5) 予定数量 8,500kg
- (6) 引渡場所 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地 静岡県立静岡がんセンター
- (7) 入札方法 入札書には、予定数量（重量）に単価を乗じた金額から、作業費（搬出・運搬費）を差し引いた金額を総額で記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による

### 3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満足している者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「不用品の買入れ」を営業種目としている者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であ

ると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

#### 4 仕様書・入札説明書等の交付期間及び交付場所

##### (1) 交付期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 交付場所

上記1に同じ

#### 5 入札説明会

入札説明会は実施しない。

#### 6 受払品下見の日時および場所

令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の原則として正午から午後5時の間で随時実施する（要事前予約）。下見の範囲は、売払品、引渡場所、静岡がんセンター敷地内の搬出経路とする。

#### 7 入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の受付期間及び受付場所等

##### (1) 受付期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 受付場所

上記1に同じ

##### (3) その他

入札参加申込書は、持参又は郵送により提出すること。

郵送による申し込みの場合は、書留郵便にて、上記受付期間内に上記受付場所に到着すること。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札執行の日時及び場所

令和6年6月13日（木）午後2時00分

静岡県立静岡がんセンター 管理棟4階 カンファレンス室5

静岡県駿東郡長泉町下長窪1007番地

##### (2) 入札方法

本人又はその代理人が出頭して、封書にて提出すること。

(3) 入札保証金

免除

(4) 入札の無効

規程第155条及び入札心得書に記載された入札無効事由に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上の最高価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(6) 再度入札の日時及び場所

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。この場合において入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っているときは直ちに、その他の場合は、別に通知する日時場所で再度の入札を行う。ただし、無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 契約保証金

契約締結の際、落札価格を契約保証金として納付すること。

なお、売払金額確定後、代金の支払時に、契約保証金を売払金額に充当する。ただし、売払金額が契約保証金額を上回る場合は、その差額を直ちに納付し、売払金額が契約保証金額を下回る場合は、その差額を返還する。